

役員報酬を決定するに当たっての方針と手続

1. 目的

本方針と手続は以下を目的として定めます。

- ① 役員報酬を、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、株主利益への貢献、経営を担う優秀な人材の確保およびモチベーション向上に資するものとします。
- ② 客観性および透明性のある決定方法とします。

2. 報酬の体系および決定方針

取締役(監査等委員である取締役を除きます)および執行役員の報酬は、業績向上と株主利益への貢献を実現するため、①固定報酬、②業績連動賞与、③株式報酬で構成するとともに、②および③を適切な割合とします。

監査等委員である取締役および社外取締役については、その役割や独立性を考慮し、①固定報酬のみとします。

① 固定報酬

外部の客観的データを参照しつつ、担っている職務・職責に応じた適切な水準で設定します。

② 業績連動賞与

短期インセンティブとして位置付け、当社グループの連結業績に基づき算出します。

③ 株式報酬

中長期インセンティブおよび株主価値の共有として位置付け、業績の動向、経営環境、株価水準等を総合的に勘案し、ストック・オプションと自社株式取得報酬のいずれかもしくは両方を付与します。

3. 報酬決定の手続

取締役(監査等委員である取締役を除きます)および執行役員の報酬については、取締役会の諮問に基づき、指名報酬委員会が審議し、取締役会に提案します。取締役会は、指名報酬委員会からの提案について審議し、報酬を決定します。

監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定します。いずれも「2. 報酬の体系および決定方針」に基づき審議し、決定します。